議第５７号　呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

１　改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）により，市税の各税目における措置の創設，見直し等が行われたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

２　改正の内容

(1) 固定資産税（第１条関係）

固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付におけるＤＶ被害者等の支援措置

登記所は，土地又は建物の表示に関する登記等をしたときは，市町村長に一定の事項を通知することとされ，市町村長は土地等についての異動を土地課税台帳等に記載することとされています（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」といいます。）第３８２条）。その上で，一定の者から請求があった場合には，当該固定資産課税台帳に記載された事項について，閲覧させ，又は当該事項を記載した証明書を交付すること（以下「閲覧等」といいます。）となります。

先般，民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）による不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）の一部改正により，ＤＶ被害者等から登記所に申出があった場合，当該申出者に係る登記事項証明書については，当該申出者の登記簿上の住所を記載せず，住所に代わる事項を記載することとされたこと（改正後の不動産登記法第１１９条第６項）に伴い，市町村においても閲覧等を通じてＤＶ被害者等の登記簿上の住所が漏れないようにする措置を規定する法第３８２条の４が新設されました。

この法の一部改正に伴い，所要の規定の整備をします。

(2) 個人の市民税（第１条関係）

ア　住宅借入金等特別税額控除の延長

所得税における住宅ローン控除の適用期限が４年間延長（令和７年１２月３１日までに入居した者が対象）されるとともに，新築住宅等に係る控除期間が，現行の１０年間から３年間延長され，１３年間とされたことに合わせ，法の一部改正により住宅借入金等特別税額控除の適用期限が延長されたことに伴い，関係規定の整備をします。

個人市民税の控除額は，所得税から控除しきれない額について，控除限度額（※）の範囲内で行いますが，この措置による個人市民税の減収額は，全額国費で補填されます。

※　控除限度額

居住年	控除限度額
～平成２６年３月	所得税の課税総所得金額等の３％ （最高５８，５００円）

平成２６年４月 ～令和３年１２月	所得税の課税総所得金額等の４．２％ （最高８１，９００円）
令和４年１月 ～令和７年１２月	所得税の課税総所得金額等の３％ （最高５８，５００円）

イ　上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の一致

現行制度において，上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等のうち，特定配当等に係る所得（※(ｱ)）及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得（※(ｲ)）については，所得税と個人住民税で異なる課税方式（※(ｳ)）の選択が可能となっており，所得税と個人住民税で課税方式が一致しないケース（※(ｴ)）がみられます。

金融所得課税は，所得税と個人住民税が一体として設計されてきたこと等を踏まえ，この度，所得税と個人住民税の課税方式を一致させる法の一部改正がされたことに伴い，関係規定の整備をします。

※(ｱ) 特定配当等に係る所得

配当等の支払時に，個人住民税が特別徴収される上場株式等の配当所得等

※(ｲ) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得

個人住民税が特別徴収される上場株式等の譲渡所得等

※(ｳ) 課税方式

a　申告不要　源泉徴収（特別徴収）で課税関係が完了するもの

b　申告分離課税　他の所得と合算せず，分離して課税するもの

c　総合課税　他の所得と合算し，課税するもの

※(ｴ) 所得税と個人住民税で課税方式が一致しないケース

例えば，所得税・個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ，所得税で総合課税又は申告分離課税を選択し，個人住民税では申告不要を選択するといったケース

ウ　扶養親族申告書の記載事項の追加

配偶者控除等の適用を確実に判定するため，給与所得者及び公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には，給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとする等の法の一部改正が行われたことに伴い，関係規定の整備をします。

(3) 個人の市民税（第２条・第３条関係）

公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備

令和２年度税制改正において，扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われ，年齢３０歳以上７０歳未満の国外居住親族は，原則として扶養控除の対象となる扶養親族から除外されます（令和６年１月１日施行）。

令和３年第２回呉市議会（６月定例会）に提出した議案に係る条例により，当該内容に伴う条例改正が行われましたが，公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定について法の一部改正により所要の整理がされたことに伴い，関

係規定の整備をします。

(4) その他

法の一部改正による引用条項の移動に伴い，関係規定の整理を行います。

３　施行期日

(1) 第１条による呉市税条例の一部改正

ア　令和５年１月１日

個人の市民税（住宅借入金等特別税額控除の延長，扶養親族申告書の記載事項の追加）

イ　令和６年１月１日

個人の市民税（上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の一致）

ウ　民法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年４月１日）

固定資産税（ＤＶ被害者等の支援措置に伴う所要の規定の整備）

(2) 第２条による呉市税条例の一部改正

令和６年１月１日

個人の市民税（公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備）

(3) 第３条による呉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

公布の日

個人の市民税（公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備）